

2024 年度 社会福祉士実習指導者講習会 開催要項



「社会福祉士及び介護福祉士法」の改正により、社会福祉士養成カリキュラムが改訂され、相談援助実習を行う実習指導者の要件として、実習指導者を養成するための講習会の受講が義務付けられ、2012年4月から完全施行されました。本講習会は、実習指導者の要件を満たす講習会として厚生労働省に届出しています。

主催：東北公益文科大学
後援：山形県社会福祉士会
山形県社会福祉協議会

日程・会場・定員・内容

- 日程 : 2025年3月11日(火)・12日(水) 両日ともに9:00~17:45
 - 会場 : 東北公益文科大学 酒田キャンパス (会場詳細は、受講決定者にお知らせします)
 - 定員 : 30名程度
 - 内容 : 原則、社会福祉士の有資格者を対象とします。実習指導概論、実習マネジメント論、実習プログラム論、実習スーパービジョン論の4科目構成となります。
- ※ 社会福祉士の資格証写しと事前課題の提出のあった方で、オリエンテーション/開講式、閉講式を含む①~⑥の全てのプログラムを修了した方に修了証を授与します。
- ※ 現在、3年の実務経験を満たしていない方でも受講できますが、実習指導者となるためには、実務経験3年以上を満たす必要があります。

講習会プログラム

3月11日(火)	9:00 ~	受付
	9:10 ~ 9:30	① オリエンテーション/開講式
	9:30 ~ 11:30	② 実習指導者論(2時間)
	11:30 ~ 12:30	昼休憩
	12:30 ~ 14:30	③ 実習マネジメント論(2時間)
	14:30 ~ 14:45	休憩
	14:45 ~ 17:45	④ 実習プログラミング論(3時間)
3月12日(水)	9:00 ~	受付
	9:10 ~ 17:10	⑤ 実習スーパービジョン論(7時間) ※ 途中に昼休憩(12:10~13:10)と休憩有
	17:10 ~ 17:20	休憩
	17:20 ~ 17:45	⑥ 閉講式/修了証授与

本研修は、対面形式での開催予定としていますが、社会状況によっては、中止またはオンライン開催等の変更が生じる可能性があります。変更等が生じた際は、速やかに本学ホームページトップ画面の「ニュース&トピックス」にてお知らせします。

なお、中止または変更になった場合に生じる各個人が手配された交通費等のキャンセル料につきましては、一切責任を負いかねます。あらかじめご了承くださいませようお願いします。

また、受講日当日は、さまざまな感染症の感染拡大を防ぐため、可能なかぎりマスクの着用をお願いいたします。体調の状況によっては受講をご遠慮いただく場合もございますのでご了承ください。

本学のホームページはこちらです ⇒ <https://www.koeki-u.ac.jp/>



申し込み方法等

1. 受講対象者

- ① 社会福祉士の有資格者であり、申し込み時に社会福祉士の資格証の写しを提出できる方
- ② 山形県内の在住・在勤（庄内地域優先）の方
- ③ 今後、本学の実習教育にご協力いただける方

2. 受講費

10,000 円（講習会初日の受付時に現金でお支払いいただきます）

3. 申込方法

- ① 申込受付フォームに必要事項を入力してお申込みください。
申込受付フォーム <https://forms.gle/56rPwsXCN6dWaLd9A>
事情があり入力でのお申し込みがむずかしい方は、メールないしお電話でご相談ください。
- ② 必ず「社会福祉士登録証」の写しをご提出いただきます。
- ③ 申し込みは先着順ではありません。申し込み受付期間終了後、受講者を決定します。
※ 受講定員を超えた場合は、以下の基準で選定します。
○本学の実習受け入れ実績のある（受け入れ予定も含む）施設・機関からの受講者
○社会福祉士会会員、○本学卒業生

4. 申し込み期限

2025 年 1 月 31 日（金）23:59 まで

5. 申し込みの際のご注意

- ① 申込の際は、入力漏れや誤りがないようご注意ください。
- ② 受講申込書の特定項目（お名前・生年月日・ご住所）は修了証に記載される事項で、厚生労働省より指定されていますので、必ずご記入ください（本講習会にかかわる事柄以外には使用しません）。
- ③ 受講にあたって配慮が必要な方（車椅子を利用する等）は、申込時にその旨を入力してお申込みください。

6. 受講可否

2025 年 2 月 10 日（月）頃までにメールにてお知らせします。

※ 受講決定者には、事前課題、テキストの購入方法等についても ご案内します。

7. 昼食

各自でご準備ください。なお、本学のカフェテリアや売店もご利用いただけます。

8. 研修テキストと事前課題

『新版 社会福祉士実習指導者テキスト』（中央法規出版，2022）を研修テキストとして位置付けており、本テキストに基づいた事前課題をご提出いただきます。テキスト購入方法と事前課題については、受講決定時にご案内します。事前課題の提出がない方は修了書の発行ができませんので、ご注意ください。

9. 修了証の認定

- ① 本研修は、実習指導者となるための認定研修となります。「社会福祉士資格証写し」および「事前課題」の提出、①～⑥全プログラムの受講が修了認定の条件となります。遅刻・早退がある場合、修了となりません。
- ② 修了者には研修終了後に修了証を発行します。実習指導者になるためには修了証が必要となります。

【参考】

社会福祉士に関する科目を定める省令に規定された実習指導者の要件は以下のとおりです。（実習指導者講習会の受講要件ではありません）

第四条七号 実習施設等における相談援助実習（市町村において相談援助実習を行う場合を含む。）を指導する実習指導者は、社会福祉士の資格を取得した後、相談援助の業務に3年以上従事した経験を有する者であって、かつ、実習指導者を養成するために行う講習会であって厚生労働大臣が別に定める基準を満たすものとしてあらかじめ厚生労働大臣に届け出られたものを修了した者であること。



〒998-8580 山形県酒田市飯森山3丁目5番地の1

東北公益文科大学 実習支援室

電話：0234-41-1252

E-mail: socialwork@koeki-u.ac.jp